

介護職員初任者研修等受講料の助成のご案内

杉並区では、あらたに介護のお仕事を始めようとする方、さらにレベルアップを目指す方、登録ヘルパーを希望する方に対して、「介護職員初任者研修」「介護職員実務者研修」、「生活援助従事者研修」の受講料の助成を行っております。

対象となる方は、以下のそれぞれの要件をすべて満たし、国や東京都などの他の制度による同様の助成金を受けていない方となります。

申請期限は要件を満たした日の翌日から3ヶ月以内となります。

申請書に必要な書類を添付し、杉並区役所 介護保険課事業者係まで持参か郵送で提出してください。（申請書、請求書の押印はスタンプ印は不可。朱肉を使う三文判、認印で押印してください。）

要件等が変更になる場合もありますので、必ずHP等で最新の情報をご確認のうえ申請をお願いいたします。

介護職員初任者研修

【要件】

- ① 令和2年4月1日以降に「介護職員初任者研修」の受講が終了し修了証をお持ちの方
- ② 上記①の受講が終了した日から3ヵ月以内に区内の介護事業所に介護職員として勤務し、3ヵ月以上勤務が継続している方（派遣は対象にはなりません）
- ③ 区内事業所に既に勤務し、介護職員初任者研修受講修了後も同じ事業所に介護職員として3ヵ月以上勤務している方
（登録ヘルパー等非常勤で勤務している方は、3ヵ月以上就労していてかつ従事時間が通算して45時間を超えていること。）

【助成額】

「介護職員初任者研修」の受講料の9割または8万円のいずれか低い額
（千円未満切り捨て）

【添付必要書類】

- ・「介護職員初任者研修」修了証の写し
- ・申請者本人が初任者研修に支払ったことを証明するもの（個人名の領収証等の写し、払込受領証、振込明細書等）

※学校名や金額しか記載がない場合は不可ですので、研修実施機関に問い合わせ
せて領収書の発行をお願いいたします。

- ・継続して3ヵ月以上勤務している証明（事業所発行の在職証明）

介護職員実務者研修

【要件】

- ① 令和2年4月1日以降に「介護職員実務者研修」の受講が終了し修了証をお持ちの方
- ② 上記①の受講が終了した日から3ヵ月以内に区内の介護事業所に介護職員として勤務し、3ヵ月以上勤務が継続している方（派遣は対象にはなりません）
- ③ 区内事業所に既に勤務し、介護職員実務者研修受講修了後も同じ事業所に介護職員として3ヵ月以上勤務している方
（登録ヘルパー等非常勤で勤務している方は、3ヵ月以上就労しているかつ従事時間が通算して45時間を超えていること）

【助成額】

「介護職員実務者研修」の受講料の8割または12万円のいずれか低い額
（千円未満切り捨て）

【添付必要書類】

- ・「介護職員実務者研修」修了証の写し
- ・申請者本人が実務者研修に支払ったことを証明するもの（個人名の領収証等の写し、払込受領証、振込明細書等）

※学校名や金額しか記載がない場合は不可ですので、研修実施機関に問い合わせ
せて領収書の発行をお願いいたします。

- ・継続して3ヵ月以上勤務している証明（事業所発行の在職証明）

生活援助従事者研修

- ① 令和2年4月1日以降に「生活援助従事者研修」の受講が終了し修了証をお持ちの方
- ② 上記①の受講が終了した日から3ヵ月以内に区内の介護事業所に介護職員として勤務し、3ヵ月以上勤務が継続している方（派遣は対象にはなりません）
- ③ 区内事業所に既に勤務し、生活援助従事者研修受講修了後も同じ事業所に介護職員として3ヵ月以上勤務している方
（登録ヘルパー等非常勤で勤務している方は、3ヵ月以上就労しているかつ
従事時間が通算して45時間を超えていること）

【助成額】

「生活援助従事者研修」の受講料の10割または5万円のいずれか低い額
（千円未満切り捨て）

【添付必要書類】

- ・「生活援助従事者研修」修了証の写し
- ・申請者本人が生活援助従事者研修に支払ったことを証明するもの（個人名の領収証等の写し、払込受領証、振込明細書等）

※学校名や金額しか記載がない場合は不可ですので、研修実施機関に問い合わせ
せて領収書の発行をお願いいたします。

- ・継続して3ヵ月以上勤務している証明（事業所発行の在職証明）

【問合せおよび提出先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所介護保険課事業者係 助成金事業担当宛
電話 03-3312-2111 内線 1337